

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317
www.ihsfu.net

高教課長指示に反する週休日の外部模試実施状況

昨年度末の2013年3月29日、柴原宏一高校教育課長（現教育次長）は、新任予定者を含む全県立高校長が出席する県立学校長会議で外部模試の実施方法について次のとおり指示した。

- (1) 外部模試は従来、週休日等を中心に実施していたが、今後は授業日に実施することを原則とする。そのため、各学校ですでに決定した平成25年度の年間行事予定を変更すること。
- (2) 模擬試験の実施可能期間と学校行事等の関係で、どうしても授業日に予定を組めない場合には、やむを得ず週休日に実施することになるが、そのときには従事した職員の振替を原則として同一週内に行うこと。
- (3) 原則として授業日に実施することを踏まえ、模擬試験の実施回数について各学校で見直し、精選すること。
- (4) 県としても業者に対して要望するが、各学校でも業者に対して、各学校を公開会場とし各学校の生徒を対象とした模擬試験を実施するよう同様の要望をおこなうこと。

この課長指示を受けて、多くの学校で急遽年間計画のくみ直しがおこなわれたが、そのいっ

ぽうで少なくない学校が指示に反して、外部模試を実施している。今年度の4月から9月までの期間の外部模試実施状況について、高校教育課指導係が実施した調査によって、概要を示す（校名の後の割注は校長氏名）。

【1】 県立高校98校(分校含む)中、3年生の外部模試を実施しているのは74校で、そのうち、すべて授業日に実施したのは約3分の1の26校である。

一方、全部週休日に実施した9校は、高萩清松（註）、小瀬（註）、水戸第三（註）、緑岡（註）、友部（註）、波崎（註）、境（註）、伊奈（註）、並木中等（註）。

おおむね半分以上を週休日に実施したのは、日立第一（註）、水戸第一（註）、水戸第二（註）、水戸桜ノ牧（註）、鉾田第一（註）、波崎柳川（註）、土浦第一（註）、土浦第三（註）、竜ヶ崎第一（註）、取手第一（註）、取手松陽（註）、藤代（註）、牛久栄進（註）、下館第一（註）、下妻第一（註）、下妻第二（註）、古河第一（註）、古河第二（註）、古河第三（註）、など23校。

課長指示では「模擬試験の実施可能期間と学校行事等の関係で、どうしても授業日に予定を組めない場合」という条件を付して週休日実施もありうるとしているのである。1年間に1度

くらいはそのようなことがあるかも知れないが、上記32校のように、ほとんどあるいは全部がその条件に該当するなどということは到底ありえない。

【2】 週休日に実施した学校のうち、高萩清松、波崎、土浦第三、竜ヶ崎第一、下館第二（註）では、勤務時間の割振変更手続きを適正におこなっていない。これらは労働基準法、職員の勤務時間に関する条例に反する違法行為である。

【3】 3年生の生徒を、半年間に5日間以上、週休日に出校させたのは次の12校である（括弧内は日数）。

日立第一（6）、水戸第三（8）、水戸桜ノ牧（8）、鉾田第一（6）、波崎柳川（5）、土浦第三（6）、竜ヶ崎第一（6）、取手松陽（5）、牛久栄進（8）、下妻第一（7）、伊奈（6）、並木中等（5）。

これだけの回数の週休日登校をさせては、かえって家庭学習時間に影響を与えるのではないかと心配にもなる。なにより受験料の保護者負担はかなりの額にのぼるだろう。課長指示の(3)に反する実態といえる。週休日に実施する分には授業に支障はないという開き直りとも受け取れる。由々しき状況といえよう。

昨秋「県南地区教頭・副校長

高教組「教育のつどい」で「困っている子」の指導を考える

茨高教組は2月1日と2日、土浦市内で日頃の教育実践を報告、討論する「教育のつどい」を開催し、「困っている子の指導を考える」をテーマに、高等学校、障害児学校で学ぶ発達障害などの様々な困難をかかえた生徒の実態について議論した。

水戸飯富特別支援学校分会の船橋秀彦さんが、「高校・特別支援高等部の発達障害生徒への支援」と題して基調的な提案をおこなった。

— 高校や特別支援学校（高等部）の問題は、別の事がらではなく、同一直線上に位置する問題である。後期中等教育保障として一体的にそのあり方や条件整備を検討する必要がある、との前提で考えて行かなければならない。

普通教育に遅れること32年、1979年に養護学校教育の義務化がスタートした。しかし、義務化が始まって後期中等教育については、高等部の教育課程（就労可能）にあわない障害の重い子どもたちが「不適格者」とされ、高等部進学を断念せざるを得ない状況が続いた。障害の重い子どもたちの豊かな学びを保障するという観点に立って、高校全入運動に学びながら、高等部進

会」が、指示の(2)の代休措置が各校で不徹底となっている現状を容認したり、いったん授業日実施にした学校で次年度ふたたび週休日実施に戻すことをもくろむ動きを示した（2013年11月10日づけ本紙第1074号）。

学だけではなく、豊かな後期中等教育をとの願いを込め、「花開け15の春」をスローガンに全国で父母・教職員の運動がすすめられた。こうして障害の重い子どもにも高等部教育が保障されるようになった。

発達障害の子どもたちは、障害による様々な困難をかかえている。また、それが大人（教師）側にとっても「大きな指導上の問題」になる。しかし、視点を変えて「長所をみるまなざし」を大人（教師）が持つ必要がある。教師には「評価の目」と「共感の目」の両方が求められる。「一番になる」「誰かに勝った」などの「競争的自己肯定感」から「まわりに認められる」「失敗も許される」「いまの自分もまんざらではない」と感じる「共感的自己肯定感」を子どもたちに育もう。

発達障害（LD、ADHAなど）の基礎的知識は大切であるが、分類を学んでひとくりにすることで「障害を理解した」と考えるのではなく、障害を理解するということは、障害があってもひとり一人の個人であり、一人の人間としての理解が大切である。

ついで結城二高分会の砂山さんが、結城二高（フレックスス

あるいは「ベネッセ」が、自社主催への転換で会社負担が増大することを回避するため、教員にあらゆる負担をおしつける週休日実施の継続をめざして、「ヒアリングと検討結果」と称する文書を配って各高校を誘導し

クール）の現状、生徒の様子及び課題について報告した。

— 結城二高には知的障害、発達障害、不登校、統合失調症など様々な困難をかかえた生徒が学んでいる。そのため、ひとりひとりの生徒にあった教材を準備する、プリントの文字を大きくする、ルビを振る、一対一で十分に話を聞く、などの対応が必要になっている。

学校独自に20人のクラス編成を実施しているが、「困っている生徒」に十分に対応するには教員が足りない。様々な困難をかかえている生徒に対して、現在の教員配置数では、一人ひとりの課題に応えることはできない。

また、これまでの「評価」基準から生徒のよいところを見ることに転換していくことで、教師自身が「評価」にしばられることなく、生徒のありのままをみることができるようになる。

高校にも障害児学校にも発達障害などの「困っている生徒」が学んでいる。一番困っているのは生徒自身であるが、指導する教師も困っている実態があらためて確認された。今後も学習と交流をすすめていくことを参加者全員で確認した。 ㊦

ようとする動きがある（2013年12月10日づけ本紙第1076号）。

2月はじめ、高校教育課は、あらためて外部模試実施状況を調査した。その結果をみて、指示違反の学校については是正措置をもとめることとする。 ㊦

選挙での当選を白紙委任と誤認する現代“ポピュリズム政治”の病理

ジョン・ロック『統治二論』が示す国家権力の起源と制約

国家創設と自衛権

前号でみたとおり、ジョン・ロック(1632-1704年)は、自然状態にある群衆は、プロパティ(自己の生命・自由・資産)をまもるために、相互に同意して共同体 community を作って生活するようになるという【図】。

人々が、自分の自然の自由 natural liberty を放棄して、政治社会 civil society の拘束のもとに身をおく唯一の方法は他人と合意して agree、自分のプロパティと、共同体に属さない人に対するより大きな保障を安全に享受することを通じて、互いに快適で安全で平和な生活 comfortable, safe, and peaceable living を送るために、一つの共同体に加入し結合する unite into a community ことに求められる。(95 [ロック『統治二論』第2部の節 番号。訳は岩波書店版加藤節訳を一部改訳。以下同じ]) 人々が相互に契約を結んで国家を設立するのは、国内におけるプロパティ保全と同時に、戦争状態としての国際社会における安全確保が目的である。自然権理論と社会契約論は、国家とその主権の由来を立証するだけでなく、国家の「自衛権」をも根拠づけるのである。

自民党の「改憲草案」は、日本国憲法における「西欧の天賦人権説」を毛嫌いして人権条項を骨抜きにすることで、結果的

に国家の主権的権力 sovereign power の根拠を掘り崩すだけでなく(本紙第1077号、第1078号)、国民の安全と平和を担保するものとしての国家の「自衛権」の根拠をも投げ捨ててしまう。「改憲草案」は、国家設立を神武天皇の建国神話と「十七条の憲法」にたより、偏狭な民族差別意識に訴えて「自衛権」を主張するほかなくなる。

立法権力の起源と制約

国家における二つの統治機構として、立法権力 legislative power と執行権力 executive power が設置される【図】。

立法権力は至上の権力 supreme power とされる。これは、「国会は国権の最高機関である」とする日本国憲法第41条へと連なる考え方である。

立法権力は至上の権力ではあるが、無制限の権力ではない。

立法権力は、社会の各成員の力を一つに集めて joint power of every member of society、立法者たる個人または合議体に委ねたものであり、従って、それは、各人が社会に入る前の自然状態においてもって、共同体に委ねた権力 power 以上のものではない。(135)

立法部は法を作る権力を委譲 transfer することはできない。というのは、それは、国民 people から委ねられた権力

delegated power にすぎないのだから [……]。(141)

国家権力の淵源は個人の自然権にあり、同意 consent ないし合意 agreement、すなわち各人と各人の契約により、信託 trust されたものである。プロパティの保護と安全の確保という目的に反することは許されない。さらに、

公布された恒常的な法 promulgated standing law と、権威を授与された公知の裁判官 judges とによって、正義を執行し dispense justice、臣民の諸権利 rights を決定するよう義務づけられている。(136) 国家権力の行使は、恣意的であることは許されず、客観的で合理的な法にもとづくこと、そして司法審査に服することが求められる。国家権力は、国民から白紙委任を受けたのではない。設置目的への適合性、運用の妥当性にかんして、常に、国民による監視のもとにある。

統治の解体

近年、東京や大阪などの大都市で、選挙で信認されれば何をしても許されると公言し実行する勢力が現れるようになった。これらはロックの統治理論でいえば、「執行権力」であって、しかも地域限定のものであるが、2012年12月の衆議院議員選挙と2013年6月の参議院議員選挙の結果設置されたわが国の「立法権力」は、憲法違反の「特定

秘密保護法案」を強行採決したうえ、原発再稼働方針・「集団的自衛権」行使容認・TPP締結方針等によって、今後国民のプロパティ(生命・自由・資産)をおおしく損なおうとしている。

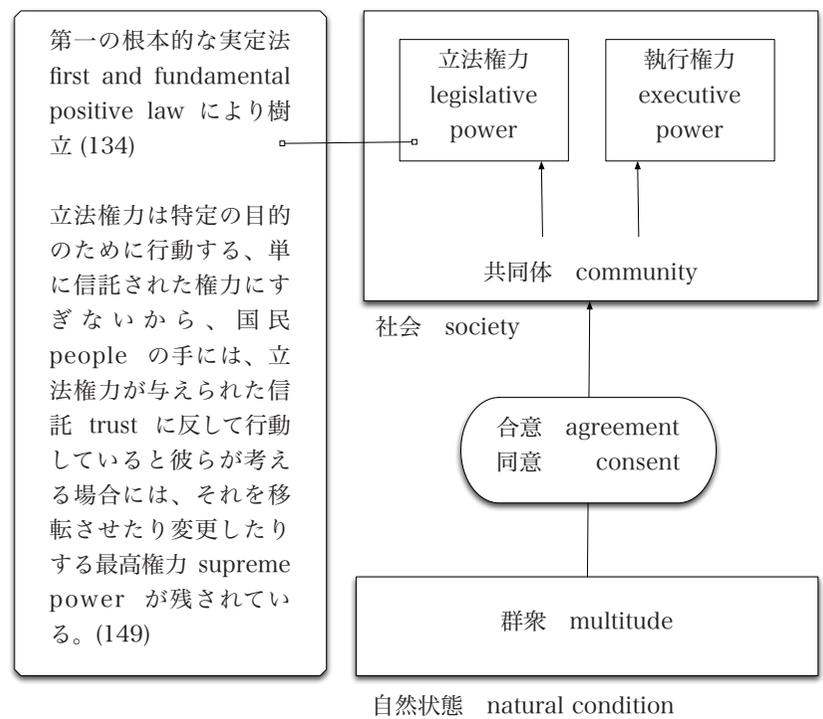
国家権力が、その目的を果たさず法に反して行動する場合であっても、国民は自分で設置したものとしてそれを批判することすら許されず、唯々諾々と暴政に従わなければならないのか?

立法部が、臣民のプロパティを侵害し、彼ら自身か、あるいは共同体のある部分かを人民の生命、自由、財産の支配者、つまりそれらの恣意的な処分者にしようとするとき、立法部は彼らのうちに置かれた信託 trust に反して行動することになる。(221)

立法者が人民のプロパティを奪い、また破壊しようとするとき、あるいは、人民を恣意的な権力に服する隷属状態へと追いやろうとするときには、立法者は常に人民との戦争状態に置かれることになり、それによって、人民はもはやそれ以上のいかなる服従からも解放されて、神が力と暴力とに備えて万人のために用意した共通の避難所 common refuge へと身を委ねることになる。(222)

「共通の避難所」に身を委ねるとは、具体的には、信託に反しプロパティを蹂躪する立法部を廃止し、あらたな立法部を設立することである。すなわち、

人民 people は、立法者が彼らのプロパティを侵害することによって信託に反する



行動をとったときには、新たな立法部を設け、改めて自分たちの安全を図る権力をもつ [……]。(226)

これがいわゆる「革命権」である。この場合、革命を起こす者は叛逆者と呼ばれるべきではない。逆である。

暴力 force を排し、相互の間でプロパティ、平和、統一を保全するために法を導入した後に、その法に対抗する暴力をふたたび用いる者こそ、ふたたび戦争を行う者、すなわち、ふたたび戦争状態 state of war に戻ろうとする者であって、まさしく叛逆者 rebels と呼ばれるにふさわしい。(226)

基本法 (constitution) への叛逆

自民党は、「草案」を掲げて日本国憲法を破棄する意図を公然と示している。

叛逆とは、人に対する反抗ではなく、統治の基本法と法律 constitutions and laws of the government とにのみ基礎を置く権威 authority への反抗である [る]。(226)

現在の日本における統治の基本法 constitutions of the government は、日本国憲法 The Constitution of Japan (1946年11月3日) にほかならない。

自民党は、原発事故による広大な国土と、国民のプロパティ(生命=生活・自由・資産)の喪失を座視しながら、無人島の争奪をめぐる「愛国者」を装い、学校における「愛国心」教育を推進する。だが、統治の基本法 Constitution の破棄をめざす政治勢力は「愛国者」ではありえず、まさしく叛逆者と呼ばれるにふさわしい。叛逆者が、「愛国」や「自衛」について語るべきでないのは言うまでもない。 ㊦